

第9 戸籍等届出及び証明

【市民課】

1 各種申請・請求について

請求・申請の種類	窓口に来る方	必要なもの		注意事項
住民票関係の請求	本人、同一世帯員	本人確認書類		※同じ住所でも世帯が分かれている方は、同一世帯員ではありません。 ※代理人の場合は、たとえ親子などの関係の方でも基本的には委任状が必要です。
	それ以外の方(代理人)	本人確認書類、委任状		
戸籍関係の請求	本人、直系の親族	本人確認書類		※代理人の場合は、たとえ兄弟などの近い関係の方でも基本的には委任状が必要です。
	それ以外の方(代理人)	本人確認書類、委任状		
印鑑登録証明書の請求		印鑑登録証（登録者本人が窓口で請求する場合は、顔写真付きの公的な証明書も可）		
印鑑の登録・廃止	本人	本人確認書類、登録印		※手数料…登録：300円 廃止：無料 ※代理人申請の場合は、即日登録はできません。
	それ以外の方(代理人)	申請のとき	本人確認書類、登録印	
		受取りのとき	本人確認書類、登録印、照会書、代理人の印鑑	

☆本人確認書類としてお使いいただけるもの

- ・ 1点でよいもの…顔写真付きの公的な証明書
 〈例〉運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他官公署発行の写真付資格証明書や身分証明書など
- ・ 2点必要なもの…顔写真なしの証明書
 〈例〉健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など

○ マイナンバーカード（個人番号カード）

住民からの申請により交付する顔写真入りのプラスチック製カードです。

カードには本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載されており、公的機関での本人確認書類として利用できます。

カードの有効期限は発行日から10回目の誕生日まで（未成年の方の有効期限は発行日から5回目の誕生日まで）で、電子証明書の有効期限は5回目の誕生日までです。

カードの交付申請はオンラインのほか、市民課窓口で受け付けていますので、申請者ご本人が本人確認書類をお持ちになりお越しください。

市では顔写真の無料撮影を行っていますので、写真を準備する必要はありません。

このカードの健康保険証としての利用が令和3年から始まっており、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります（令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は最大1年間有効とする経過措置が設けられています）。

○ 住民票等証明書のコンビニ交付

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付き）を使って、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどで取得することができます。市役所の開庁時間以外でも、全国のコンビニエンスストア内に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）で取得できます。

・取得できる証明書：住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し、所得証明書、所得課税証明書

・時 間：午前6時30分～午後11時

・休止日：毎年12月29日～1月3日、定期メンテナンス日

※住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書は15歳以上の方が取得できます。

○ 外国人住民

これまでの外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から外国人の方にも日本人と同様に住民票が作成され、外国人と日本人で構成される複数国籍世帯は、世帯全員記載の住民票の写しなどが発行されるようになりました。

また、外国人登録証明書が次のように変わりました。

中長期滞在者 → 適法な在留資格を有し、在留期間が3ヶ月を超える方。「在留カード」が交付されます。更新・交付手続きは入国管理局で行います。

特別永住者 → 日本国籍を失った後も引き続き日本に滞在することになった外国人の方と、その子孫の方に、「特別永住者証明書」が交付されます。交付手続きはこれまでどおり市民課です。

転出・転入・転居の際は、在留カードや特別永住者証明書、内容によってはパスポートをご持参のうえ手続きを行ってください。

○ パスポート

伊達市に住民登録のある方は、市民課でパスポートの申請、受取りができます。受付時間は申請が午前9時から午後4時30分、受取りが午前9時から午後5時30分です。

申請から約2週間後が受取日になりますので、期間に余裕を持って申請手続きをしてください。

・申請書配布場所：市民課、地域振興課（大滝総合支所）

・申請時に必要なもの：一般旅券発給申請書、戸籍（謄本）、写真、本人確認書類、現在お持ちのパスポートなど

2 住民異動届について

届出の種類	届出期間	必要なもの
転入届	伊達市に引っ越してきた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・転出証明書（お持ちの方） ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方） ・国民年金手帳（第1号被保険者の方） ・在学証明書（小中学生のお子さんがいる方） ・所得課税証明書（子ども手当や乳幼児・ひとり親などの医療費を受給中で、引き続き受給申請される方） ・その他、前住地で受給していた各種手当・給付などの証明書
転居届	伊達市内で引っ越しをしてから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方） ・保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険加入中の方） ・医療費受給者証（受給中の方） ・在学証明書（転校する小中学生のお子さんがいる方） ・その他、各種手当・給付などの証明書（現在受給している方）
転出届	伊達市外に引っ越す前にあらかじめ	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・保険証（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険加入中の方） ・医療費受給者証（受給中の方） ・その他、各種手当・給付などの証明書（現在受給している方）
世帯変更届 (世帯主変更、 世帯分離、 世帯合併など)	変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類

※届出人は、基本的に本人・同一世帯員のみで、代理人の場合は委任状が必要です

※マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使用した手続きの場合は、カード申請もしくは交付時に設定した4桁の暗証番号を使用しますのでご注意ください

3 戸籍に関する各種届出について

届出の種類	届出期間	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父、母、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・出生証明書 ・母子健康手帳 ・保険証
死亡届	死亡した日、または死亡の事実を知った日から7日以内	親族、後見人、同居者、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書（死体検案書）
婚姻届		結婚する本人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・証人（18歳以上の方・2名）の署名 ・戸籍謄本（現在もしくは新しい本籍が市外の方）
離婚届		協議離婚：夫婦 裁判離婚： 裁判の提起者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類 ・証人（18歳以上の方・2名）の署名（協議離婚の場合） ・調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書（裁判離婚の場合） ・戸籍謄本（現在もしくは異動先の本籍が市外の方）
転籍届		戸籍筆頭者と その配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（現在もしくは異動先の本籍が市外の方）

※その他にも認知届、養子縁組届、養子離縁届、失踪届、死産届、分籍届、帰化届などがあります

4 戸籍住民事務等処理状況（令和5年度）

種 別		件 数
戸籍届出		1,799
住民異動届出		2,726
有 料	住民票の写し	13,677
	戸籍等の謄抄本	10,351
	戸籍附票の写し	885
	印鑑登録	1,071
	印鑑登録証明書	8,107
	その他（住民票関係）	704
	その他（戸籍関係）	308
	有料合計	35,103
計		39,628